

有効期間 10 年の旅券（パスポート）の発給申請可能年齢の引下げについて

令和 4 年 4 月 1 日以降、有効期限 10 年の旅券（パスポート）の発給申請ができる年齢が現在の 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

また、旅券（パスポート）の発給申請の際、親権者の同意が必要となる年齢も 18 歳以上に引き下げられます。

これらの改正は、成人年齢の引下げに伴う旅券法の改正によるものです。